

戦後神戸市におけるバラック住宅地区の形成とクリアランス Formation and Clearance of "Barrack Housing Areas" in Postwar Kobe City

本岡拓哉 (大阪市立大学・院)

Takuya Motooka (Graduate Student, Osaka City Univ.)

キーワード：バラック住宅地区、居住の権利、戦災復興、不法占拠、神戸市

Keywords: Barrack housing areas, Right to housing, Postwar reconstruction, Illegal occupation, Kobe City

1. はじめに

1996年、イスタンブールでの第二回国連人間居住会議（ハビタットII）において「住居は基本的人権の基礎」であり、「各国政府は居住の権利を完全かつ前進的に実現する義務を負う」ことが「居住の権利」として採択されて以降、「居住の権利」はわが国の住宅研究において関心を集めつつある。ここでの「居住の権利」とは居住へのアクセスの権利、占有の保障、住居の質の補償というように大きく三つの要素から成り立っており、生存権の基礎として位置づけられている。しかし、早川(2001)が指摘しているように、これまでわが国では住むことを権利と考える者は少なく、また政府が主導する住宅政策においても「居住の権利」への視点が欠落していたといえよう。

本報告では、わが国の戦後の都市空間において「居住の権利」が軽視された事例として、終戦直後から高度成長期にかけて展開したバラック住宅地区のクリアランスについて取り上げる。具体的な研究手法としては、バラック住宅地区が問題化される際の社会的コンテクストを明らかにしながら、バラック住宅地区解消に対する神戸市の制度的実践の執行過程を追っていく。また、バラック住宅地区住民による主体的な「居住の権利」の主張にも注目し、地区が撤去対象となった際、住民組織としていかなる振る舞い（運動）を見せたか検討する。

2. バラック住宅地区の形成

終戦直後は社会全体が混乱し、また資材難、資金難だったため、公民それぞれのセクターの住宅供給が滞った。そのため多くの者が「不定住」の状態となったが、ここでの「不定住」には浮浪するケースと、市有地や民有地などに仮小屋—バラック—を建てるケースの2通りがあった。当時の政府は社会福祉政策のなかで「不定住」問題に対応したが、GHQの指令により浮浪者対策が前面に押し出されたために、一定程度、プライベートな場所が確保された仮小屋居住者の存在は黙認され、バラック住宅は都市内で放置されることになった。また、「都会地転入抑制緊急措置令」が1949年に廃止され、神戸市内への流入人口が増加したことで、1950年頃にはバラック住宅が終戦直後に比べ増加、拡大していった。

3. バラック住宅に対する社会問題視と撤去活動

こうした状況に対して、1950年の生田区（当時）鯉川筋の集団撤去を皮切りに、神戸市は復興区画整理事業に対して「障害物」となるバラック住宅を強制撤去していった。また、復興事

業が進捗する一方で、老朽化が早いバラック住宅の集中地区が周囲から異質化し始めていた。1950年を過ぎるとバラック住宅地区が問題地域（特異性部落）として新聞などメディアによって扱われるようになったのである。そこでの問題とは主に四つの側面が指摘できる。一つ目は赤痢などの伝染病が蔓延する劣悪な環境として取り上げられる衛生的側面である。二つ目は、戦前から展開する「ミナト神戸」「国際港都」としてのイメージとはかけ離れた、バラック住宅地区の無秩序が示される景観的側面である。そして三つ目が建築構造上の問題と密集度との関係から大規模火災が多発するという防災的側面である。四つ目が「犯罪の温床」として見なされる反社会的側面であるが、とりわけ1955年を過ぎた頃からバラック住宅による「不法占拠」が不動産「窃盗」であると言われだした。すなわち、「不法占拠」の犯罪性が前面に押し出され、住宅困窮者としての居住者へのまなざしが後景化していったのである。

このようにバラック住宅地区が周辺地域から異質化し、そしてそれに対する問題視のまなざしが都市空間、社会の中で構造化されることで、行政の撤去活動が市民権を獲得しはじめた。それを受け、神戸市は1958年に大規模な不法占拠地区調査を敢行し、市内にある約3000戸の不法占拠バラック住宅が行政の撤去対象として明示された。その後、市は1960年から65年までに年間約300戸ずつを、1966年からは約100戸ずつを撤去し、1970年までにバラック住宅はほとんど消失していったのである。

4. 住民への保護と住民による「居住の権利」の主張

バラック住宅の撤去に際して、神戸市は「不法占拠」を理由に居住者に換地や代替住宅の提供は一切行わず、見舞金という形で移転保障費が支払うだけであった。一方、行政による撤去作業、保護に対して、「居住の権利」を盾にした住民運動の存在もあった。しかし、住民運動が神戸市に対して「居住の権利」を勝ち取ったことは皆無に等しかった。なぜなら神戸市は居住者それぞれと自主撤去を勧める交渉手法をとり、住民の組織化を内部から瓦解させたのであった。そのため、代執行によって強制撤去されるのではなく、自然消滅するバラック住宅地区が多かったといえよう。

参考文献

早川和男 2001. 『災害と居住福祉—神戸失策行政を未来に生かすために—』三五館。